

維新の会の光本圭佑でございます。

維新の会を代表しまして、第 25 回市議会定例会に提案されました令和 3 年度当初予算並びに関係諸案件について代表質疑を行います。代表質疑でございますので、市長の基本的な認識を中心にお聞きしてまいります。市長におかれましては、私個人ではなく、会派の思いが詰まった質問でございますので、意のあるところを十分お酌み取りいただき、明快で分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

また、先輩議員並びに同僚議員皆様には、しばらくの間御清聴宜しくお願い致します。

それでは、質問に入ります。

(1.) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の流行拡大は世界中で今なお続いており、本市でもこれまでに2280名の市民が陽性となり、74名の市民が亡くなられています。

改めて、亡くなられた方々のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。また、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い回復と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

WHO(世界保健機関)が公式に発表している世界最初の新型コロナウイルス感染症の症例は2019年12月8日に発症したとされています。

公式の世界最初の症例から1年3ヶ月が経とうとしておりますが、今なお流行は続いています。

本市でも、令和2年度は新型コロナウイルス感染症一色の一年だったと言っても過言ではないかと思えます。

経験したことのない新型コロナウイルス感染症に対して、走りながら考え、答えのない問いに取組み、まさに手探りの行政運営だと思えます。

今もなお、大変なご苦勞をされておられる職員の方々に感謝し、敬意を表したいと思えます。市長におかれましても、尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長として、市民への感染防止対策や不安を軽減するために指揮を執って来られた一年だったと思えます。

Q1-1.そこでお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症に対して長期戦を強いられていますが、この一年間で役所組織として学んだこと、成長できたこと、逆に見えてきた課題等がありますでしょうか。

また、中核市の市長として、今回の新型コロナウイルス感染症を通して、国や県との連携等で改善点や問題点と感ずる事象はありますか。

最後に、稲村市政3期目の計画・方針が新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた部分、修正等が必要になった部分がありますでしょうか。

この一年の新型コロナウイルス感染症への総括とともに、お答え下さい。

新型コロナウイルス感染症対策として事業者や感染者への罰則などを盛り込んだ、特別措置法や感染症法などの改正案が、2月13日に施行されました。

感染症法の改正案では、入院の拒否や、濃厚接触者を特定するために保健所が行う疫学調査の拒否に過料を設けました。

2月10日、厚生労働省健康局結核感染症課から保健所設置市である本市にも「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う罰則に係る事務取扱い

について(感染症法関係)」という事務連絡が届いていると思います。
その事務連絡の中で、過料の手続きは保健所を設置する市にあっては市長が行うこととされ、手続きの詳細が示されています。

Q1-2.そこでお尋ねします。

「事件の概要」を明確に記載し地方裁判所へ通知するなど、かなりの業務が発生するので、保健所が担当するとなると負担は確実に増大します。

過料の手続きは、どこの課が担当することになるのでしょうか。

どこが担当することになっても、今までの人員配置や組織で問題ないのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

感染症法の改正案に対して、感染症の専門家は罰則が前面に出るとかえって対策の妨げになる恐れもあるとして、法律の運用を慎重に行うよう訴えています。

また、改正案は感染症法の本来の主旨である感染症患者等の人権を守ることから大きく逸脱しているなどの声も数多くあります。

兵庫県明石市の泉房穂市長は、入院拒否などへの罰則を設けた新型コロナウイルス対応の改正感染症法を批判し、「私が市長である限り、罰則は適用しない」と明言しました。「ハンセン病の教訓が生かされておらず、歴史の汚点」と強く批判しました。明石市では感染者や家族の支援を重視して、原則として罰則の適用を求めない方針を明らかにしました。

Q1-3.そこでお尋ねします。

明石市では泉市長が原則として罰則の適用を求めない方針を明らかにしましたが、本市では入院の拒否や濃厚接触者を特定するために保健所が行う疫学調査の拒否への罰則の適用を求める方針でしょうか。

ご見解をお聞かせください。

「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」一最前線で奮闘する人たちをふるさと納税で応援しませんかー

この応援寄附金に昨年5月20日から9月30日まで寄附を受付け昨年末現在、寄附申込件数、146件、申込金額846万6681円寄せられました。

本市独自の寄附を集め、基金を市内の困窮した方や団体を支援する事は、本市のシビックプライドの醸成の上でも必要と考えます。また、市内の中で身近に支え合う意識も醸成され

ます。また、昨年は、議員報酬も積立てられています。

Q1-4.そこでお尋ねします。

「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」の基金の取扱いについて寄附の再開を行わない理由と次年度基金の運営計画をお聞かせください。

(2.)財務諸表の活用について

現在、毎年10月に市全体の財務諸表が作成されています。しかし、その活用については固定資産台帳による減価償却の進捗状況の確認ぐらいにとどまっています。

昨年の9月の質問において公共施設の運営手法の改善に活用することを目的に、施設別セグメント分析の準備を進めると答弁頂きました。

Q2-1.そこでお尋ねします。

令和3年度施設別セグメント分析は行われるのでしょうか。行われるのであれば、具体的にどういった目的のもとどのような分析が行われるのでしょうか。

また、これ以外の活用は令和3年度お考えでしょうか。お考えがないのであれば、なぜ市全体の財務諸表を、費用を掛けて毎年作成されるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

今後、業務の遂行にあたり3Eの視点を踏まえフルコストを把握し、事業の費用対効果を明確にし、的確なPDCAサイクルを確立した上で次年度予算を作成するためにも財務諸表を生かす必要があると考えます。

なおかつ、現在のような市全体の財務諸表ではなく、より細分化された局別・課別・事業別等の財務諸表作成が必要です。

Q2-2.そこでお尋ねします。

行政評価体系（施策評価・事務事業シート等）をブラッシュアップするためにも財務諸表を活用しなければ現状以上の評価は難しいと考えますがいかがでしょうか。

また、財務諸表の潜在的な活用方法は何かあるとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(3.)内部統制制度について

昨年12月の定例会にて、平成28年3月の地方制度調査会の答申の中に内部統制体制の整備及び運用のあり方において、その権限と責任を有する長が組織の内外にその方針を明確にするため、長が内部統制体制の整備及び運用に関する基本的な方針を作成し、公表することが必要であり長が個々の地方公共団体の組織規模や特性等を考慮して、適切に判断し創意工夫を図ることが重要と提言され既に4年と9ヵ月が経過しています。

すなわち、長が内部統制体制の整備及び運用を主体的に行うべきであり、また、平成29年度より監査からも本市の「内部統制体制の整備は必須の課題」であり、昨年の3月にも「内部統制体制の整備は喫緊の課題」と再び指摘されています。

しかしながら本市において昨年12月の段階にてその整備及び運用が全く見えていませんとの質問に対して、市長より「それぞれの組織に個別案件ごとに示しているが、対外的にその方針を示せるものはない。今後、それをしっかりとまとめた形で重点化すべきリスクを明確にし、方針という形をスピード感をもって示していきたい。」と答弁されました。

Q3-1.そこでお尋ねします。

先日の勉強会において確認したところ、未だに内部統制体制の方針が示されていません。

いつ、どのような形でその方針を表明されるのでしょうか。また、その方針を誰がどの部署が責任を持って具現化し執行し遂行するのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

ここで振り返りお聞きします。

内部統制体制の整備及び運用が平成29年度から昨年まで指摘されているにも関わらず、放置状態であったように思います。

Q3-2.そこでお尋ねします。

なぜ、この3年間監査からの指摘に対して具体的な行動を取られなかったのでしょうか。

その理由と考え方をお答え下さい。

本市において、内部統制制度のポイントとして監査より大きく分けて2点指摘されています。

1点目は、不作為の連鎖に繋がるモニタリング機能（監視・評価・是正という一連の機能）の脆弱性です。すなわち、担当者が異常に気が付いても「これは監視機能」、適正な「評価」がなされない、または、見直すべきという評価ができていても「是正」行動に踏み切れない、という構図が見て取れます。

このような不作為の繰り返しが、やがて「前例踏襲・事なかれ主義の組織風土を醸成していく」と指摘され、各組織及び職員一人一人の「モニタリング機能の発揮」については「内部統制の強化」を要請されています。

Q3-3.そこでお尋ねします。

内部統制制度が確立していない中、このモニタリング機能（監視・評価・是正）をどのように確立され、現在このような事象はどのように対応されているのでしょうか。

お答え下さい。

2点目は、内部統制の本質を、「何をやるべき組織なのか明確にし（組織の意義・使命）」、「政策・施策等の内容に齟齬がないか確認し（政策・施策目標の設定）」「実際の業務遂行がそれにマッチし、かつ、3Eの視点等を踏まえ行われているか評価し（施策評価・事務事業シート）」「次の予算編成に活かす」という、的確なPDCAサイクルによる組織目的の達成であると捉えれば、内部統制体制の原点は、本市でも現在行っている行政評価体系（施策評価・事務事業シート等）をよりブラッシュアップし、的確なPDCAサイクルを確立していくことと提言されています。

しかし、現在の施策評価等は、分かりにくく的確でない内容が多く見受けられると指摘されています。

Q3-4.そこでお尋ねします。

監査より現在の施策評価等は分かりにくく的確でない内容が多く見受けられると指摘されていますが、どのように認識されておりますでしょうか。

また、その指摘されている部分の改善のため内部統制が確立されていない中で具体的にどのように対応されるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(4.)ファミリー世帯の転入・定住の促進について

稲村市政3期目の4つの公約の1つが「ファミリー世帯が住みやすいまちをつくります！ファミリー世帯の定住転入を促進します！」です。

Q4-1.そこでお尋ねします。

本市として、ファミリー世帯の転入・定住の促進を最重要課題に位置付けている意図は何でしょうか。

ファミリー世帯の転入・定住を促進することによるメリットや、促進した先にどのような未来像を描かれているのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

稲村市長が本市の一丁目一番地、最重要課題と位置付けるファミリー世帯の転入・定住についてですが、市外への転出が調査を開始した平成26年から6年連続で減少しているものの、依然として転出超過となっています。

Q4-2.そこでお尋ねします。

ファミリー世帯の転入・定住は複合的な施策や要素が絡み合っていることは理解していますが、定住に繋がっている施策や要素はどういったものがあり、どれが効果を出しているのでしょうか。また、転入を促進するための施策や要素はどういったものがあるのでしょうか。

そして、定住促進と転入促進とでは、重なる施策や要素と重ならない施策や要素があるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

市外への転出が6年連続で減少しているものの、依然として転出超過となっているということは転入が促進されていないということになります。

これまで行っていた転入を促進するための施策や要素だけでは、この先も効果が薄いと言えます。

Q4-3.そこでお尋ねします。

令和3年度、転入を促進するための新たな取組みはどのようなものがありますでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

ファミリー世帯の転入・定住の促進を市長公約に掲げていますが、平成30年度は257世帯減だったものが、最新の令和元年度のデータでは292世帯減と悪化しています。目標はファミリー世帯の転出超過世帯数半減、令和4年に191世帯減という公約を掲げられています。

Q4-4.そこでお尋ねします。

財政に余裕がない中、転入・定住を促進する様々な施策や要素に優先順位を付けなければ全てが絵花的になってしまいます。特にどの施策や要素に大きな力を注ぎ、公約を達成しようとしているのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(4.)ファミリー世帯の転入・定住の促進について

(1)本市の教育について

ファミリー世帯が本市への転入を検討する際に「尼崎の教育・学力は低い」ということがネックとなり転入を躊躇するという話もよく聞きます。

昔と比べて尼崎の教育は良くなっているはずですし、学力に関しても全国学力・学習状況調査で「尼崎の学力はほぼ全国平均」になってきていますが、広報や情報発信がうまくできておらず、昔のイメージに引きずられ、それが払拭できていないのではないのでしょうか。

また、尼崎市の住まいと暮らしに関するアンケート調査の平成 27 年調査と令和元年調査を比較した「ファミリー世帯の意識変化」という資料の中で、「小・中学校の学力が全国平均レベルに向上した」に対する認知度は、転出・若年夫婦が 5%ほどと最も低く、市内に在住していた若年夫婦にもほとんど認知されていなかったことが分かります。

Q4-(1)-1.そこでお尋ねします。

市内外に対して「尼崎の教育・学力は低い」というイメージを払拭するため、これまでどのような取組みを行ってきましたか。

また、令和 3 年度においては、市内外にどのような情報発信をしていく予定でしょうか。

お答えください。

尼崎市の住まいと暮らしに関するアンケート調査の平成 27 年調査と令和元年調査を比較した「ファミリー世帯の意識変化」という資料の中で、子育てに必要な「教育環境」において必要なものは「いじめがない」の割合が最も高いという結果が出ています。

市 HP で「いじめ問題への取組について」というページもありますが、本市に転入を考えているファミリー世帯が見ても、取組は分かるものの、それでいじめを抑止できているのかなどが分かりづらいと思います。

Q4-(1)-2.そこでお尋ねします。

いじめについて、年度ごとに発生件数や解決件数、解決方法やフォローの内容などを公開することの方が安心を与えるのではないのでしょうか。

「いじめがない」または「きちんと対応し、フォローを行った」ということを、市内外にオープンにしていくお考えはありますでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

公立小学校の学級編成を 35 人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が令和 3 年 2 月 2 日、閣議決定されました。令和 3 年度から 5 年かけて 1 クラスあたり 35 人に引き下げられます。

まず令和 3 年度は小学校第 2 学年から、その後は学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げていく計画です。

しかし、兵庫県では個に応じたきめ細かな指導による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得 や個性の伸長、基本的な生活習慣の確立、生活指導の充実を目指し、本市も小学校第 2～4 学年を既に 35 人学級編制としています。

Q4-(1)-3.そこでお尋ねします。

本市では令和 6 年度に小学校第 5 学年を、令和 7 年度に小学校第 6 学年を 35 人学級に編制することになりますが、それにより本市では教室不足が生じ、施設整備が必要になることはありますでしょうか。

また、全国に先駆けて、前倒して小学校第 5～6 学年を 35 人学級に編制するお考えはありますでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

学級規模が学力に与える影響については、社会的経済的背景が低い子供が多い学校や非認知能力の観点からは効果があるなど様々な研究結果があります。

本市では小学校第 2～4 学年は全国に先駆けて既に 35 人学級編制であったにも関わらず、全国学力・学習状況調査では「尼崎の学力はほぼ全国平均」という状況です。

令和 3 年度から全国で 35 人学級編制が行われ、それにより非認知能力に効果が出れば、全国学力・学習状況調査で尼崎の学力が全国平均を下回る可能性があります。

Q4-(1)-4.そこでお尋ねします。

令和 3 年度から全国で 35 人学級編制が行われることで、全国学力・学習状況調査での「尼崎の学力」はどのようになると予想していますか。

また、全国に先駆けて小学校第 2～4 学年を 35 人学級編制にしているアドバンテージをどう活かして、「尼崎の学力」を全国の上位に押し上げて行く計画でしょうか。

ご見解をお聞かせください。

菅義偉首相は2月15日の衆院予算委員会で「中学校の35人学級を念頭に(小学校での)35人学級を実施する中で、少人数学級の教育に与える影響や外部人材の活用を検証した上で検討したい」と述べました。

それよりも先に、明石市では今年の1月に兵庫県内初となる市内全中学1年生の35人学級を導入することが発表されました。

明石市は期待される効果として、(1)中学校スタート期の「個に応じたきめ細やかな教育」の実施、(2)「中1ギャップ」や不登校など教育課題の解消、(3)少人数授業による学力の向上、を見込んでいます。

Q4-(1)-5.そこでお尋ねします。

中学校の35人学級について、どのようなメリットや効果、また課題があるとお考えでしょうか。そして、その課題をどう解決しようとお考えでしょうか。

また、明石市のように国や周辺自治体に先駆けて、中学1年生だけでも35人学級を導入するお考えはありますでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

昨年、文部科学省が高等学校教育の普通科再編を示しました。

高校生の約7割が在籍する普通科を再編し、「学際融合学科(仮称)」と「地域探求学科(仮称)」の2つの学科を新設し、普通科を合わせて3つの学科に分かれます。

兵庫県立高校3校では、2021年度から学科などを改編すると昨年はじめに発表がありました。

Q4-(1)-6.そこでお尋ねします。

本市の市立高等学校では、普通科の再編はいつ行う予定でしょうか。

また、再編をすることにより、どのようなメリットや効果、また課題があるとお考えでしょうか。そして、その課題をどう解決しようとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

新型コロナウイルスの影響で前倒しとなり、令和3年度中に尼崎市版 GIGA スクール(AGS)が始動します。

全小中学生用約 3 万台のパソコンを調達し、一人一台の環境を整え、まずは学校の授業においてパソコンを活用し、その後、同パソコンを家庭に持ち帰り自宅学習でも活用していく予定です。

Q4-(1)-7.そこでお尋ねします。

尼崎市版 GIGA スクール(AGS)が始動することで、本市の教育はどのように変化・発展し、児童生徒の成長や学力はどのようにになるとお考えでしょうか。

尼崎市版 GIGA スクール(AGS)の未来の展望も含めて、ご見解をお聞かせください。

パソコンを家庭に持ち帰り、活用していく予定ですが、家庭での環境整備が整っていない世帯もあることから、尼崎市教育委員会は、株式会社ベイ・コミュニケーションズと昨年 8 月 25 日に締結した連携協定に基づき、LTE 対応モバイルルータを介し、スマートフォンやパソコンなどの機器と Wi-Fi で接続することでインターネットを利用できるサービスの特別料金プランを提供する合意書を締結しました。

今後、パソコンを家庭に持ち帰り宿題や自宅学習でも活用するため、家庭内でのネット環境は必須になります。

しかし、株式会社ベイ・コミュニケーションズの特別料金プランとはいえ、月額 2178 円、一年で 26136 円の家計負担となります。

特別料金プランに対して、生活困窮世帯や低所得世帯への助成等はありません。

Q4-(1)-8.そこでお尋ねします。

家庭内の通信契約は学校への必要経費ではありますが、パソコンが教科書と同じ扱いなら通信回線も無料にするべきではないでしょうか。

特に、生活困窮世帯や低所得世帯への助成は行うべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。助成を行わず、払えなくなってしまった場合の特例はあるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(4.)ファミリー世帯の転入・定住の促進について

(2)本市の子育て施策について

尼崎市の住まいと暮らしに関するアンケート調査の平成27年調査と令和元年調査を比較した「ファミリー世帯の意識変化」という資料の中で、引っ越し先を検討する際、行政サービス・制度を調べる世帯が増えており、決め手になった行政サービス・制度が「有」と回答した割合もファミリー世帯で増加しています。決め手になった行政サービスとして「保育所・幼稚園の待機状況」「乳幼児医療等の助成金額や助成期間」の割合が高いというアンケート結果が出ています。

本市では令和元年7月に乳幼児等医療費助成の就学前児の所得制限を撤廃し、小学1年生から3年生までは1医療機関1薬局につき、外来の場合は1回800円の自己負担が月2回まで必要で、小学4年生以上は自己負担が2割になりました。

しかし、県下で中学3年生まで医療費が無料なのは前年と変わらず36市町で、県下自治体の88%です。中学3年生を超えて18歳まで助成している市町は2町増えて12市町に広がっています。全国的にも各自治体が子供の医療費無料化の対象年齢を広げる努力をし、高校卒業までの無料化が広がっています。

Q4-(2)-1.そこでお尋ねします。

アンケート結果でも、引っ越し先を検討する際の決め手となった行政サービスに「乳幼児医療等の助成金額や助成期間」とある中で、ファミリー世帯の転入・定住を一丁目一番地に掲げる本市として、その公約を達成するための手段として、周辺自治体により近付ける内容に拡充するお考えはありますか。

拡充するお考えがない場合、他にどのような行政サービスを優先して行うことで、ファミリー世帯の転入・定住を促進しようとお考えですか。

ご見解をお聞かせください。

子育て世帯からは、子供の医療費が周辺自治体と比べて尼崎市は見劣りし負担が大きい中、12歳までは十分な免疫を得るためにワクチン接種が2回必要なインフルエンザ予防接種がさらに負担が大きくしているという声を聞きます。

神戸市では、小児インフルエンザ予防接種の助成を行っており、満1歳～12歳(13歳の誕生日の前日まで)に1回のみ2000円の助成、また、同一世帯に18歳未満の子が二人以上いる多子世帯では1回目2000円、2回目2000円と2回の助成を行っています。

Q4-(2)-2.そこでお尋ねします。

「乳幼児医療等の助成金額や助成期間」の拡充が難しいようであれば、せめて小児インフ

ルエンザ予防接種の助成を行ってはいかがでしょうか。神戸市のように満1歳～12歳までが財政的に厳しければ、費用対効果の高い助成対象者層に絞って行うのも良いと思います。ファミリー世帯の転入・定住を本気で促進するのであれば、今以上の何かをする必要があると思います。
ご見解をお聞かせください。

(4.)ファミリー世帯の転入・定住の促進について

(3)本市の待機児童について

尼崎市の住まいと暮らしに関するアンケート調査の平成 27 年調査と令和元年調査を比較した「ファミリー世帯の意識変化」という資料の中で、「保育所・幼稚園の待機状況」も引越先を検討する際の決め手になっています。

そのような中、本市は昨年 4 月時点の待機児童数の全国ランキングで全国ワースト 5 位にランキングされてしまいました。

待機児童対策は稲村市政 3 期目の公約であり、「早期解消を目指し、受け入れ枠の拡大に取り組んでいます！」と掲げているにも関わらず、令和 2 年 4 月時点で 236 人と前年度よりも増加・悪化しています。幼児教育・保育の無償化の影響もあったとはいえ、それは全国の自治体でも同じですので、それを言い訳にはできません。

このような状況の中、市長公約の一丁目一番地であるファミリー世帯の転入・定住を促進すればさらに待機児童が増えることになるのではないのでしょうか。そう考えると、ファミリー世帯の転入・定住に効果があると思われる施策を積極的に行うよりも、先に待機児童解消に全力を注ぐということになるのでしょうか。

Q4-(3)-1.そこでお尋ねします。

公約に掲げている待機児童の早期解消が進むどころか、前年度よりも増加・悪化をし、昨年 4 月時点の待機児童数の全国ランキングで全国ワースト 5 位にランキングしてしまったことをどう思われているのでしょうか。

また、これ以上待機児童が増えることを防ぐため、ファミリー世帯の転入・定住に効果があると思われる施策を積極的に行うよりも、先に待機児童解消に全力を注ぐというお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

今年度、令和 2 年度の主要事業においてもこども青少年局からは保育に関する多くの事業の提案がなされておりましたが、令和 3 年度に向けても「(仮称) 尼崎市保育士・保育所支援センター」の設置という新たな取組が予定され、担当する職員の方が保育士の確保に向けて懸命に取り組もうとされている姿が感じられます。大変なご苦勞をされておられるであろう職員の方々に感謝し、敬意を表したいと思います。

さて、保育士確保に向けては、引き続き全国的に大変厳しい状況にあり、都市間での保育士争奪戦とも言える状況になっています。各自治体において様々な工夫をして保育士確保に取り組み、待機児童解消に力を入れておられ、その中においては、尼崎市内の保育所を就職先として選んでいただけるような尼崎オリジナルの取組が必要だと思えます。新卒保育士、

潜在保育士、休眠保育士はもちろんのこと、転職を考えておられる現職保育士の方からも「ぜひ尼崎市の保育所で働きたい」と思ってもらえる取組が必要です。

ぜひ、市長自身が先頭に立って、積極的に、「尼崎市は他都市にはないこんな取組をしている」「尼崎市は他都市以上に働きやすい環境を整えている」「ぜひ尼崎市の保育所に就職を！」と呼び掛けていただきたいと思います。

Q4-(3)-2.そこでお尋ねします。

他都市にはない尼崎市独自の取組は何でしょうか。他都市以上に働きやすい環境にあるでしょうか。市長自身の評価と、市長自身が先頭に立って市内保育所への就職を呼びかける決意、そして待機児童を早期に解消する決意をお聞かせください。

待機児童問題で言えば、児童ホームでも待機児童が発生しています。

原因としては、児童ホームの職員不足や、余裕教室の調整・確保などにあります。

児童ホームの補助員については、市 HP でも募集されていますが、職員募集のページにある「会計年度任用職員募集」という非常に分かりにくい場所に掲載されています。その中で、受験資格は「子どもが好きな方であれば、特に教員免許、保育士資格は必要ありません。年齢制限なし。」と記載されており、補助員は特にハードルが高いわけではありません。

余裕教室の調整・確保については、学校長の考え・方針もある上に、令和 6 年度に小学校第 5 学年、令和 7 年度に小学校第 6 学年が 35 人学級になることでさらに余裕教室の調整・確保が難しくなる可能性があります。

Q4-(3)-3.そこでお尋ねします。

児童ホームの職員確保については、募集にさらに力を入れつつ、報酬等の見直しや、シルバー人材の活用など、多少の助成を行ってでも職員を確保することが待機児童解消に大きく寄与するのであれば進めていくべきだと思います。

また、児童ホームの建替えには大きな費用が必要となるため、本市の財政状況を考えれば余裕教室の活用がベターだと思いますが、学校長との調整に難航するケースが今後さらに増えることも考えられます。

これらをどのように進めていくおつもりなのか、ご見解をお聞かせください。

(4.)ファミリー世帯の転入・定住の促進について

(4)本市の学校給食について

いよいよ来年、令和4年1月から中学校給食が開始されます。

中学校給食については、兵庫県下でも本市は超後発組であり、中学校給食が開始されても周辺自治体では普通に実施されていることがやっとな本市でも開始されるようになったというだけに過ぎず、マイナスだった部分が大きくプラスとまではならないと思います。

Q4-(4)-1.そこでお尋ねします。

中学校給食の開始は、ファミリー世帯の転入・定住に繋がるとお考えでしょうか。

また、中学校給食については、兵庫県下でも超後発組の本市ですが、後発組だからこそその工夫や、周辺自治体にはない売りとなる特長はありますかでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

学校給食への市内産食材の活用については、これまで何度も質問や要望を重ねてきておりますが、市の農業行政にも関わる案件ですので、今回は市長自身のお考えを確認させていただきたいと思います。

尼崎市は多くの地域が宅地化し、市内の農業や市内で生産されているお米や野菜などの食材を知らない子どもたちが多くいます。これまでも、100周年記念給食など学校給食に市内産食材が使用されて、初めて市内で米や野菜が生産されていることを知ったという子どもたちの声が聞かれることがありました。食材費の課題などもあるとはお聞きしておりますが、学校給食に市内産食材を積極的に活用することで、地産地消の重要性や農地と住宅地が隣接している本市の特徴、都市における農地の重要性や環境教育など、食育だけではない子どもたちの教育に大きく寄与することができるのではないかと考えます。

Q4-(4)-2.そこでお尋ねします。

ぜひ、中学校給食の開始を大きなきっかけとして、学校給食に市内産食材を積極的に活用していくことを市の方針として定め、様々な側面から積極的な取組をしていただきたいと思っております。

ご見解をお聞かせください。

(4.)ファミリー世帯の転入・定住の促進について

(5)本市の住まいと暮らしについて

昨年10月に「尼崎市 住まいと暮らしのための計画」が策定されました。

施政方針には、この計画に沿って本市の魅力を発信していくと発言されています。

Q4-(5)-1.そこでお尋ねします。

計画の中で、「本市が考える良好な住宅」とは、どのような住宅を指すのでしょうか。

そして、「尼崎だから実現できる自分らしい暮らしぶり」の中で、まち工場の中での雰囲気が残る生活や農地や自然の中での生活などの特性を例に挙げていますが、現実的にそれらの特性が定住転入に繋がるとお考えでしょうか。

また、尼崎市と他都市での暮らしぶりの良いところの決定的な違いは何でしょうか。

ご見解をお聞かせください。

「尼崎市 住まいと暮らしのための計画」で本市の魅力が発信でき、ファミリー世帯の転入が増えたとします。また、市有地を売却し、そこにマンションや戸建てが建てられ、ファミリー世帯が多く転入したとします。

それが大規模であれば、公立学校の児童生徒数にも大きく影響し、教室が不足する可能性があります。

Q4-(5)-2.そこでお尋ねします。

「本市が考える良好な住宅」を展開し、ファミリー世帯の転入・定住を促進した際に、公立学校で教室不足が生じ、施設整備が必要になるということが起こらないように計画が立てられ、庁内で常に連携はなされているのでしょうか。

お答えください。

空家対策は、「老朽危険空家の除却を促進するなど、様々な取組を行ってきました。」と有りますが、これまでどの事業も画期的な効果を上げる事なく、今年度に終了する事業もあります。

次年度の空家対策補助事業では、14件の予算計上となっています。

市内空家は、2018年度では、37,280戸有ります。その内Cランク空家は、300戸程度あり、その戸数の4%程度の予算で何年計画で解消していくのでしょ。

ファシリティマネジメントで売却した土地での住宅開発を進める一方で、既成市街地での

老朽危険空家の解体後の活用促進についてどのような街づくりを想定していらっしゃるのでしょうか。

なかなか空家の解体が進まない中、解体予算は14戸でこの計画を本当に進めて行けるのか疑問です。

Q4-(5)-3.そこでお尋ねします。

老朽危険空家の解決について、このペースでいつまでに解決の目処をつけていくのでしょうか。

そして、老朽危険空家の解体後の活用について市としての明確なビジョンやお考えはありますでしょうか。

また、何年も辛抱している老朽危険空家の隣地や近隣にお住まいの市民には、市長としてこの現状をどの様にお声掛けされるおつもりでしょうか、
ご見解をお聞かせください。

(4.)ファミリー世帯の転入・定住の促進について

(6)本市の治安とイメージについて

目指すまちづくりの進捗状況を評価した令和元年度の「まち通信簿」の中で、市のイメージについては市民意識調査で58.9%が「良くなった」と回答し、急増した平成30年度に続いて6.3ポイント増えました。

市民意識調査で58.9%が「良くなった」と回答した令和元年度の「まち通信簿」は令和元年度決算時のデータです。

その後、令和元年11月に神戸山口組系組長が射殺され、令和2年11月3日にはその配下にいた組長が撃たれて重傷を負い、そしてその2週間ほど経った令和2年11月18日に民家に何者かが発砲するという事件が相次ぎ、市民を危険にさらし不安に陥れました。

治安とイメージの回復に全力を挙げて取り組んでいる本市の努力を、数発の銃弾で水の泡にしかねないこれらの犯行に憤りを感じます。

3度も続いた発砲事件は、その度に全国のメディアに取り上げられ、本市のイメージが大きく毀損しました。

3度の発砲事件は、特にお子さんを持つ世帯には危険と不安でしかなく、ファミリー世帯の転入・定住を一丁目一番地に掲げている本市には大きなマイナスです。

Q4-(6)-1.そこでお尋ねします。

3度の発砲事件は、本市にどのような影響をもたらしたと分析されていますか。

また、毀損された治安やイメージを回復し、さらに向上させるため、具体的にどのような取り組みが発砲事件後になされ、令和3年度も新たな取組は考えられているのでしょうか。

本市に対してどのようなイメージを持ってもらいたいのかも含め、ご見解をお聞かせください。

本市ではひたたくり防止のため16台の可動式防犯カメラを設置し、市内のひたたくり状況に合わせてカメラ自体を移設する形で事業が進められています。

また、街頭犯罪防止事業における防犯カメラの活用については、本市全域が都市化しており、市内13駅周辺に約1,600台の民間防犯カメラが設置されていることから、大量の防犯カメラを市が設置するのではなく、既設の民間防犯カメラも併せて活用することを方針として取り組まれています。

さらに、新たな取組として、令和元年8月末からは車両に設置されているドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用する見守り事業が始められています。

Q4-(6)-2.そこでお尋ねします。

可動式防犯カメラ 16 台と 13 駅周辺に約 1,600 台の民間防犯カメラなどで、本市全域が都市化している本市を空白地エリアなく網羅できているのでしょうか。網羅できていない空白エリアがある場合、そこについてはどのようにしていくお考えでしょうか。

また、全国でも数多くの防犯カメラを設置し始めている自治体がある中で、本市は今後も可動式防犯カメラ 16 台と民間防犯カメラで、市民に安心・安全を感じていただけるとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(4.)ファミリー世帯の転入・定住の促進について

(7)本市のたばこ対策について

平成30年4月23日に平成30年度たばこ対策推進プロジェクトが始動して、まもなく3年が経とうとしています。

その間、ファールームが開催され、平成30年10月には尼崎市たばこ対策推進条例が全面施行され、たばこ対策推進条例及び職員たばこ取組宣言がなされ、職員研修も実施されました。また、市民フォーラムの開催や、JR 尼崎駅でのティッシュ配り、JR 塚口駅の喫煙所の寄贈、JR 尼崎駅周辺・JR 塚口駅周辺・阪神尼崎駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定するなどを実施してきました。

しかし、目立った実績や効果を上げているように感じません。

Q4-(7)-1.そこでお尋ねします。

平成30年10月に尼崎市たばこ対策推進条例が全面施行されましたが、本市のたばこ対策は実績や効果を上げているとお考えでしょうか。

本市のたばこ対策について、どのように評価をされているか、ご見解をお聞かせください。

本市のたばこ対策は今後どのような方向に進もうとしているのか、たばこの煙のようにゆらゆら揺れているように見え、目標が定まっておらず、頼りなさを感じます。

路上喫煙・歩きたばこをなくすのか、ポイ捨てをなくすのか、受動喫煙をなくすのか、マナーを向上させるのか、その方向性が見えません。

一気に全てを進めるのか、まずはこれを徹底的にやるといった戦略も見えません。

Q4-(7)-2.そこでお尋ねします。

令和3年度、本市のたばこ対策をどのように進めていくお考えでしょうか。

また、進捗や改善具合を可視化させ、市内外にも強くアピールしていくべきだと思います。

たばこ対策にかける意気込みも含めて、ご見解をお聞かせください。

(5.)動物愛護について

市内 2 つの保護譲渡団体に、本年度の猫の引取り数と譲渡数を確認したところ、合計で引取り数は、250 頭、譲渡数は 175 頭でした。保護には一頭あたり少なくとも 3~5 万円程度の医療費が掛かるようです。3 万円としても 750 万円になります。

これだけの猫をどの様な経緯で保護をしたかと言うと、全て市民から来た相談、通報によるものです。

「愛護センターに相談したが引き取ってもらえなかった」との相談も非常に多いという事です。

Q5-1.そこでお尋ねします。

職員もいて、施設もあり、愛護基金という財源もある。その愛護センターで引き取れない猫を無償のボランティア団体が引き受けていると言うのは、非常に酷な話ではないでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

以前から愛護センターは慢性的な人手不足です。施設整備を機にボランティアと共に活動すると思っていましたが、ボランティアを立ち入らせる事は出来ないと却下されました。愛護センターには市民から相談や苦情が多数入っています。ボランティアの皆さんからは、フリースペースを設け、定期的に市民相談会を開催したいと要望されましたが、センターが倉庫として登記されているのでそういった用途は出来ないとこちらも却下されました。施設改修の目的として「動物に過度なストレスをかける事なく過ごしやすい環境を整備すると共に、温かみのある施設として市民の皆様に見学していただく」との答弁がありました。

Q5-2.そこでお尋ねします。

今のままでは、温かみのある施設にするといいながらも、譲渡するために話をするスペースがありません。温かみのある施設とは見学をするだけを指すのでしょうか。譲渡を行うには談話ができるスペースが必要ですが、いかがお考えでしょうか。

折角ボランティアのみなさんから、課題解決のための有効な提案・要望を簡単に却下することは、実に勿体無いと思います。

ご見解をお聞かせください。

(6.)税の徴収について

本市では、これまで債権管理について全庁的に取り組むべき事項を定めていなかったことから、これまで行ってきた債権管理のための取組は部分的・限定的であったと言わざるを得ず、その結果として、本市が保有する債権は、多額の未収金が生じており、また、近隣他都市と比較した場合に収納率は低い水準にあります。

こうした状況を打開するため、本市における債権管理の課題に対し本市が取り組むべき事項を定めた「尼崎市債権管理推進計画」が平成31年2月に策定されました。

Q6-1.そこでお尋ねします。

「尼崎市債権管理推進計画」を策定した結果、全庁においてこの計画に基づく債権管理に係る取組を行うことにより、本市における適正な債権管理を推進し、もって公正かつ公平な市民負担の確保と健全な行財政運営が実現されていますでしょうか。

「尼崎市債権管理推進計画」の総括も含めて、ご見解をお聞かせください。

各債券の収納率を確認すると、現年分もさらに努力は必要ですが、それ以上に滞納繰越分の収納率がかなり低い債券が多くあります。

Q6-2.そこでお尋ねします。

滞納繰越分の収納率を大幅にアップする取組を何かされていますでしょうか。

今後、どのようなスケジュールで、どのような取組を展開していく予定でしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(7.)災害対策・防災について

昨年9月の決算特別委員会の建設消防防災分科会の分科員間協議における重要事項の中で「災害被害の低減に向けた予防対策について、情報発信を強化するとともに、災害を自分事と捉える意識を根付かせる取組を推進すること。また、台風による倒木等に備え、樹木を適切に管理すること」というものがありました。

Q7-1.そこでお尋ねします。

「災害を自分事と捉える意識を根付かせる取組」をどのように捉え、令和3年度は具体的にどのような取組をされますか。

また、「台風による倒木等に備え、樹木を適切に管理すること」として、令和3年度は具体的にどのような取組をされますか。

お答えください。

(8.)2025年大阪・関西万博について

大阪府と大阪市が誘致を進める統合型リゾート施設(IR)について、近く正式決定する実施方針に開業時期を明記しない方針を固めたと2月上旬に報道でありました。

これまで「2026年度末までに」としていた開業時期は事実上、白紙となるとのこと。新型コロナウイルス感染症の拡大で経営に打撃を受け、準備が遅れている事業者側に配慮してのことのようです。

しかし、2025年大阪・関西万博は予定通り開催に向けて準備がスタートしています。

Q8-1.そこでお尋ねします。

2025年大阪・関西万博は本市にとってどのようなメリットやチャンスになるとお考えでしょうか。

また、シャトルバスや船発着場、物流交通の拠点、会場外駐車場など、本市が連携できる可能性はどのようなものがあり、具体的に取組が進められつつあるものはありますでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(9.)「役所＝市民の役に立つ場所」について

市役所は、「役人のいる所」ではなく「市民の役に立つ場所」であり続けなければいけないと思います。

市民の皆さんの満足度を高める市政をつくり上げて行くためには、職員の一人ひとりが市民のため地域のため持てる力を最大限に発揮することが何よりも重要です。

Q9-1.そこでお尋ねします。

役所が「市民の役に立つ場所」であり続けるためには、市役所とはどのような組織でなければならないとお考えでしょうか。

目指す「組織像」や「職員像」はどのようなものでしょうか。

また、職員の人材育成を進めて行く上での道標、職員自身が我が身を振り返る指標、さらには市民の皆さんに対するお約束にもなる「組織像」や「職員像」をどのように育ていかれるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(9.)「役所＝市民の役に立つ場所」について

(1)ワンストップサービスの推進について

自治体での各種手続きの際の市民の窓口を複数から1つに集約し、例外を除きワンストップで手続きが完結することは市民にとっては非常に利便性が向上します。

Q9-(1)-1.そこでお尋ねします。

本市でワンストップサービス(窓口)を積極的に導入しない理由について、どのようなデメリットや課題・問題点があるとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

ワンストップサービス(窓口)の導入がなかなか進まない理由として、

- ・組織や職員体制変更の難しさ
- ・システム改修費用、庁舎のレイアウト変更費用などの費用確保の難しさ
- ・これまでの縦割り型のシステムではない専用のシステム対応が必要
- ・職員の育成

などが挙げられると思います。

これらの課題を乗り越えてワンストップサービス(窓口)が導入されるのが一番ではありませんが、例えば、導入しやすい方法として、ワンストップというよりは、ワンフロアに関連窓口を統合する方法もあります。市民の利便性はそれほど高くありませんが、集約することで市民の移動は少なくなります。

他にも、窓口を一本化し、市民は動くことなく職員がローテーションで入れ替わり対応する方法です。市民は窓口を動く必要がないため見た目上はワンストップ化されており、自治体内部では、組織改編や運用変更を行う必要がなく取り入れやすい方法だと言えます。

このような方法で、市民の利便性を向上することもできると思います。

Q9-(1)-2.そこでお尋ねします。

本市では、ワンフロアに関連窓口を統合する方法や、市民は動くことなく職員がローテーションで入れ替わり対応する方法などを用いて、市民にとって利便性の高いワンストップサービス(窓口)のようなサービスを展開するお考えはありますか。

ご見解をお聞かせください。

(9.)「役所＝市民の役に立つ場所」について

(2)行政手続きのオンライン化について

本市でも「書面・押印・対面」に基づく3,564件の行政手続きの見直しを行い、そのうちの約68%に当たる2,425件において、令和3年4月1日より押印を廃止することになりました。現時点において押印を継続する745件については、本人確認手続きを見直すなどにより、順次、押印廃止に向けて取組みがなされていきます。

そして、今回の押印の見直しに合わせ、今後は市民サービスの向上や業務の効率化に向けて、手続きのICT化の取組を進めて行くとされています。

Q9-(2)-1.そこでお尋ねします。

「市民サービスの向上や業務の効率化に向けて、手続きのICT化」とは、市民からすると具体的にどのようなことができるようになるのでしょうか。

また、業務フローが最適化されていなければ、オンライン化は新たな追加業務となり、業務負担を増大させることになってしまいますが、そうならないためにどのような取組を進めていくおつもりでしょうか。

そして、その結果、役所としてはどのような効果やメリットが生まれるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

行政手続きをオンラインでする際に、電子署名を求められる書類も多くなってくると思います。その時に必要なのがマイナンバーカードとなります。

行政手続きのオンライン化を進めても、その際に必要となるマイナンバーカードが普及していなければ、電子署名を求められる書類のオンライン申請も普及しません。

Q9-(2)-2.そこでお尋ねします。

マイナンバーカードの普及率が未だに低い状況ですが、必要性をまだ認識されていないのか、作成するための手続きの間口が狭いのか、普及率が低い原因をどう分析されていますか。

また、普及を大きく促進させる取組を具体的に考えられているのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(9.)「役所＝市民の役に立つ場所」について

(3)地域の身近な課題に寄り添った市政運営について

地域を支える新たな体制づくりとして、原則各小学校区に1人の地域担当職員が配置され、約2年が経過しました。地域ごとに職員が配置されていることで、これまで以上に地域が抱える身近な課題を市が認識できるようになったのではないかと思います。

Q9-(3)-1.そこでお尋ねします。

この2年の総括として、地域担当職員の配置をどのように評価しているのか、お聞かせください。

昨年9月から、市内の多くの地域が抱える課題である私道に設置されている町会灯の維持管理について、質問を重ねてきました。11月には、市内の町会灯の設置状況などを調査する経費が予算化され、現在、その現状把握が進められております。

また、昨年12月の質問に対する答弁では、「町会灯の維持管理に切実な課題がある状況については、市としても把握しており、調査の結果を踏まえて、例えば、私道であっても普段から不特定多数の方が通行されているものや、小中学校の通学路となっているような、公益性が高く、公道を補完するような私道に設置されている町会灯に対して、助成や補助の対象にできないかといったことも含めて、検討を進めていきたい」といった前向きな答弁が都市整備局長からなされています。

Q9-(3)-2.そこでお尋ねします。

私道に設置されている町会灯の維持管理については、多くの地域が抱えている共通の課題です。

ぜひ市長の地域を支えていくという積極的な姿勢を示すものとして、私道の街灯助成制度などの創設に向けてのお考えをお聞かせください。

(9.)「役所＝市民の役に立つ場所」について

(4)市民への情報提供のあり方について

市民への情報提供のあり方については、これまで様々な機会を通じて積極的な見直しを要望してきました。

しかしながら、SNSやホームページなどの情報が得られにくい多くの市民への対応としては、十分な状況とは言えず、まさに市民の間に情報格差が生じていると言わざるを得ない状況だと感じています。

Q9-(4)-1.そこでお尋ねします。

この1年、コロナ禍において市民への情報提供のあり方を模索してこられたと思いますが、現状において、市長は市が届けたい情報が市民に十分届いているという認識をされていますか。市民の間の情報格差についてどのように認識されていますか。ご見解をお聞かせください。

昨年12月に、コロナ禍における在宅避難を視野に入れた取組について質問をした際、危機管理安全局長からは「コロナ禍の中、感染対策として有効であるとされている「お知り合い避難」や「在宅避難」については、まだまだ市民に周知が行き届いていないと認識しているところです。また、ローリングストックといった効果的な備蓄方法についても周知に努めておりますが、市民の認知度は十分ではないと感じています。こうした状況を踏まえ、市民一人ひとりの行動変容に繋がる強い呼びかけが必要であると考えており、効果的な啓発手法を検討し、取り組んでまいります」といった答弁がなされ、市民への情報提供のあり方については、まだまだ改善が必要な状況ではないかと思えます。

Q9-(4)-2.そこでお尋ねします。

市民への情報提供のあり方の改善の必要性について、そして、それに対してどのように取り組んで行くのか、市長のお考えをお聞かせください。

以上で私の代表質疑を終わりますが、本日取り上げなかった問題、また市長等の答弁を受けてまして明らかになった問題点につきましては、分科会及び総括質疑において同僚議員が質疑してまいりますので、宜しくお願ひ致します。

長い間の御清聴ありがとうございました。